

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格が高騰する中で、家庭における電気料金の負担軽減を図り、温室効果ガス排出量の削減と熱中症対策等の物価高騰にかかる生活支援、ならびに蛍光灯とエアコンの2027年問題への対応を推進するため、LED照明または省エネエアコンを購入する町民に対し、予算の範囲内において、省エネ家電購入費支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付することについて、津和野町補助金等交付規則(平成17年津和野町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請時において、町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- (2) 同一世帯で生活する者が、この補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 補助対象者を含む世帯員全員について、町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと。
- (4) 津和野町暴力団排除条例(平成24年津和野町条例第3号)第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等でない方
- (5) 生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知)第7の2(6)ウに基づく冷房器具及びその設置費用の支給を受けることができない世帯であること。

(補助対象設備の要件及び補助金の額)

第3条 補助対象設備の要件は、当該各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 自らが居住する住宅の屋内に固定設置するもの
 - (2) 新品(未使用)のもの
 - (3) 対象事業費の合計額が1万円以上のもの
 - (4) 令和8年11月末日までに設置を完了し、実績報告を提出できるもの
- 2 前項に掲げる条件のほか、補助の対象となる設備の要件及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置工事を着手する前までに、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、津和野町省エネ家電(LED・エアコン)購入費支援事業補助金交付申請書交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第6条 前条第1項の規定による交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という)は、申請の内容に変更が生じた場合、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更申請書(様式第4号)に關係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は前項の申請により決定内容を変更すべきものと決定した場合は、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更決定通知書(様式第4号の2)により交付決定者

に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年11月末日のいずれか早い日までに、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

2 町長は前条の請求書を受領した日又は前項の補助金交付額確定した場合は速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金について、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(協力の要請)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付をした者に対し、必要に応じて当該設備等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

(財産処分等の制限)

第11条 補助対象者は、この補助金により取得した対象家電等について法定耐用年数終了前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定により補助金の交付を行ったものに係るこの告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

種類 補助対象設備の要件		補助金の額
1	エアコン 省エネ基準達成率 100%以上(目標年度2027年度)のもの	本体購入費及び設置のために必要な部材購入費、設置に必要な付帯工事費等(撤去・処分費等を含む)の2分の1以内とし、5万円を上限とする。
2	LED 照明器具	ただし、町内業者を利用する場合は、7万円を上限とする 1,000円未満の端数は切り捨てする。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

津和野町長 様

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付申請書

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第4条に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

<申請者>

フリガナ	
氏名	
住所	津和野町
連絡先	

<補助金申請額>

補助対象経費…① ※裏面に内訳を記載	円	購入費及び設置に必要な費用 (撤去・処分費等を含む)
町内業者利用	有 ・ 無	
補助金申請額	, 0 0 0 円	①×2分の1 (1,000円未満の端数は切り捨て。) 上限7万円または5万円

<完了予定日> 令和 8年 月 日

【添付書類】

- (1) 補助対象経費の内訳が確認できる書類（見積書や金額が確認できるもの）
- (2) 省エネ性能基準を満たしていることや型番が確認できる書類の写し（カタログの写し等）

以下の各項目を確認のうえ、チェック☑してください。

- 申請時において、当町に居住し、住民基本台帳に登録されています
- 同一世帯で生活する者が、この補助金の交付決定を受けていません
- 町税その他町に納付すべき料金の滞納がありません。また、この申請にあたり町税等の納付状況や要綱に基づく確認事項について町が調査することに同意します。

補助対象経費内訳

No.	対象設備の種類 (エアコン・LED)	対象製品の情報			補助対象経費 (撤去・設置工事費等 を含む額)	購入先
		メーカー	型番	数量		
1					円	
2					円	
3					円	
4					円	
5					円	
6					円	
7					円	
8					円	
9					円	
10					円	
			合計金額 (補助対象経費)		円	

様式第2号(第5条の1関係)

番 号
年 月 日

様

津 和 野 町 長

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
<p>交付条件</p> <ul style="list-style-type: none">①交付の目的以外に使用してはならない。②事業の内容等の変更をする場合は、あらかじめ町長の承認をうけなければならない。③事業を中止又は廃止する場合は、町長の承認をうけなければならない。④事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。	

様式第3号(第5条の2関係)

第 号
年 月 日

様

津 和 野 町 長

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金の交付について、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号(第6条の1関係)

年 月 日

津和野町長 様

申請者
住所
氏名

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり計画を変更等したいので、承認されたく申請します。

記

変更等の項目	内容の変更 ・ 中止 ・ その他 ()
補助金の交付決定額	円
補助対象設備の設置等に係る補助対象経費	円
変更後の補助金交付申請額	円
補助事業の変更内容	
補助事業の内容を変更する理由	
添付書類	① 変更の内容がわかる書類 (見積書等) ② その他

様式第4号の2(第6条の2関係)

第 号
年 月 日

様

津 和 野 町 長

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更等申請のあった津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金について、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり承認するので通知します。

記

様式第5号（第7条関係）

令和 年 月 日

津和野町長 様

申請者
住所
氏名

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金実績報告書兼請求書

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、関係書類を次のとおり報告するとともに、補助金を請求します。

交付決定年月日	令和8年 月 日	交付決定番号	つわ暮第 号
設置の完了年月日	令和8年 月 日		
補助対象設備の種類 対象設備に○を記入 ※裏面に内訳を記載	エアコン・LED照明器具		
町内業者利用	有 ・ 無		
補助金交付決定額	, 0 0 0 円		

【添付書類】

- (1) 領収書の写し（申請時と内訳を変更している場合は、内訳が分かる書類）
 (2) 家電の設置前後の内容が確認できる写真
 (3) 補助対象設備の保証書の写し
 (4) リサイクル証明書（エアコンの処分費用を対象経費とする場合）

補助金請求額	, 0 0 0 円	
振込先	金融機関名	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 （いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	

※補助金申請者の口座を記入すること

補助対象経費内訳（申請時と変更ない場合は省略可）

No.	対象設備の種類 (エアコン・LED)	対象製品の情報			補助対象経費 (撤去・設置工事費等 を含む額)	購入先
		メーカー	型番	数量		
1					円	
2					円	
3					円	
4					円	
5					円	
6					円	
7					円	
8					円	
9					円	
10					円	
			合計金額 (補助対象経費)		円	

様式第6号(第8条関係)

番 号
年 月 日

様

津和野町長

津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金交付確定額	円
----------	---